



イエスにならう生き方を求めて

悩みを持つ人々の痛みに寄り添い、その悩みを少しでも分かち合うことのできる教会共同体をめざして

日本カトリック司教団著「いのちへのまなざし」増補新版より

人が善く生きるとは

クラレチアン宣教会司祭

梅崎隆一

ある本に「道徳の授業」という項目があり、こう書かれていました。「一週間に32時間ある授業のうち、この時間だけは『みんな仲良く、助け合って』ということ学ぼう。しかしその他

の授業では全く逆の価値を学ぶ。私たちはミサの中で、「神と隣人を愛しなさい」という、いのちのことにばに耳を傾けますが、終わった瞬間、逆の価値観の世界で生きていくものから、全く同じではないかと痛感します。

道徳や倫理を学ぶとは規則や掟を守ることではないのです。その目的は「人が善く生きるとは何か」を問い続けることだそうです。

そして、より良い法律を生み出すために、私たちは道徳や倫理について探求しなければなりません。ですから「悪法も法なり」などというものはあり得ない話です。法は道徳や倫理を基礎としており、人間が善く生きるための支えにならなければ、その法はどこかおかしいと言えるのではないのでしょうか。キリストは律法の目的が、神のみ旨を行うこと、それ

は神と人を愛することである、と教えました。しかしキリストと対立した律法学者は、律法に固執するあまり、神と人をないがしろにしました。

この世に神はおらず人間しか存在しないなら、人間の決めるべき最高の正しさになりませんから、欲望のままに人を殺すことを最高の正義とすることも可能となります。道徳と倫理は、人間が大好きで、人となり、人の救いのために自らを死に渡した神の存在なしに成立しません。

Human rightsは「人権」と訳されていますが、実際に意味するところは「人としての正しさ」だそうです。個人が人生を通して人間らしさを探求することは、保証されるべきであり、国家が道徳の正解を押し付けることは人権侵害であると言えます。

難民について調べると辞書には、「戦火や震災、生活の困窮などで居所を失い(に居られず)安全な地域に逃げてきた人々」と書かれています。全ての人はどんな境遇においても、人間らしく生きることを妨げられてはなりません。法を規制する日本国憲法の前文には「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」と努めてゐる国

際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」とあります。日本国民が「人間が善く生きるとは何か」という問いを現実の中で生き、人の素晴らしさを示していくことは、人間らしい名誉ある仕事であり、それは神のみ心を生きることであると確信しています。

共に生かし合う社会をめざして「外国人住民基本法」の制定を

難民移住移動者委員会 担当司祭 松浦 謙

今年の3月25日に日本カトリック司教団が古川禎久法務大臣に要請文を送りました。日本で生まれ育ちながら、両親が在留資格を持たないために退去するよう求められている子どもたちに日本に留まる許可を与えてくださいという内容のものです(カトリック新聞2022年6月5日号参照)当事者のひとりであるS君は「日本で生まれ育つ僕たちが日本で生きることは悪いことなんですか?」とビデオレターで訴えていました。

これは一つの例にすぎません。今日本に住んでいる外国人の中に、困難や生きづらさを抱える人が大勢います。外国にルーツのある子どもたち、技能実習生、在日韓国・朝鮮人、国際結婚をした外国人などです。低賃金労働を強いられたり、就職差別、入居差別、ヘイトスピーチ、また母語での教育を受けられない、自由に渡航できない、政治に参画できない、などです。日本人と同じように税金も払い、働いて社会に貢献しているにもかかわらず、不当な扱いを受けています。枚岡教会では信徒たちが、差別的な扱いを受けているベトナム人家族を、物心両面から支えようと努力しました(時報2021年12月号参照)。とはいえ、これらの支援にも限界があります。

あるたとえです。「川上からかごに入れられた赤ちゃんが流されて来た。それを見つけた人がすぐに助けた。けれども次から次へと流されてきて、その数は一向に減らない。そこで上流に行く赤ちゃんとそうやって捨てる人がいた。この行為をやめさせなければならぬことが分かった」のです。

つまり、わたしたちは今、助けを必要とする隣人に手を差し伸べると同時に、その根幹にある制度や差別的な法律を改めなければならないのです。その良い例が、まるで犯罪者のように外国人に指紋押捺を強制する「外国人登録法」でした。キリスト教諸教派が一致して反対運動を進め、2000年4月、この法律を撤廃させました。この取り組みはさらに「外国人住民基本法」を制定する運動へとつながっていきました。それは、国籍を問わず、すべての外国人住民に、人間らしく生きる権利を保障しようというものです。その内容は、「子どもの権利条約」「難民条約」などの国際的な人権法にもうたわれているもので、実は日本も既にこれらに加入しているのです。それにもかかわらず、いまだ法整備に至っていません。

日本カトリック司教協議会は、毎年、「外国人住民基本法」制定のための署名運動を呼びかけています。共に生かし合う日本社会の実現に向けて、今わたしたちができることに取り組みましょう。



「共に生き、共に生かし合う社会」の実現に向けて!

美現するまで毎年署名

日本に暮らす外国人は290万人以上、外国にルーツを持つ日本国籍の人びとは推計で170万人、日本は今や「移民社会」それらにふさわしい法制度が必要とされます。

1. 命の尊厳を認めない
2. 世界の多様性を日本に押しつける
3. 「国籍」ではなく、「権利」を基準とする
4. 地域住民として
5. 「同化」しなさい!
6. 人種差別を許さない
7. 学び

外国人住民基本法」制定のための署名運動

外国人住民基本法」制定のための署名

▶ 2022年「世界難民移住移動者の日」委員会メッセージ

移民や難民とともに未来を作る

教皇フランシスコは、今年の世界難民移住移動者の日のために、「移民や難民とともに未来を作る」というテーマを選ばれました。全世界では何億もの人が、ともに平穏に暮らし、職を得て生計を立て、家族の未来を築くことのできる場を必死に探し求めています。教皇は、彼らが直面している複雑な状況に鋭い視線を向けておられます。移住の主な要因は、社会をむしばみ、いのちを危険にさらす暴力ですが、自然をないがしろにしたために生じる気候変動も、無数の人々を移住に追いやっています。

日本からも20世紀には、多くの人々が海外に移住し、また、定住難民や各国からの移民を受け入れてきました。その一方で、人間としての尊厳をもって生きる場を求める人の声に、日本で暮らすわたしたちは真に耳を傾けてきたでしょうか。

教皇は全世界に、とりわけカトリック教会の信者に呼びかけておられます。移民と難民は、彼らを受け入れる共同体の教会生活に新たな活力をもたらしています。未来は今日、わたしたち一人ひとりから始まります。正義と兄弟愛と平和のみ国のために、今こそわたしたちは決断すべきです。将来の世代にこの問題を先送りするわけにはいきません。この教皇の呼びかけにこたえて、さまざまな文化と宗教が共存する社会を築き、国籍や民族を越えてともに生きる方法を一緒に探し求めていきましょう。

2022年9月25日
日本カトリック難民移住移動者委員会
委員長 やまのうちみちあき 山野内倫昭
担当司教 森山信三